

平成 27 年 3 月 27 日

尾州産地企業の皆様へ

公益財団法人
一宮地場産業ファッションデザインセンター

尾州産地発展のための「J∞QUALITY商品認証事業」
説明会の開催について（お知らせ）

日頃より、FDC事業にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、本年2月より標記の「J∞QUALITY商品認証事業」がスタートしております。当事業は、モノづくりにおけるクオリティを限りなく追求した純国産製品で、消費者が安心して購入できる、完成度の高い、そして作り手の深いこだわりを体現された商品をつくるための事業です。すなわち、尾州産地のモノづくりがこの事業を支えるといっても過言ではありません。

つきましては、下記により当事業の運営事務局（（一社）日本ファッション産業協議会（J F I C））様による説明会を実施することになりましたので、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

是非この機会に尾州のモノづくりが日本のファッション産業の一翼を担っていることを再確認し、尾州産地の将来も含めて尾州の活性化につなげてまいりたいと考えます。

記

1. 日 時 平成27年4月10日（金）13：30～15：30
2. 場 所 一宮地場産業ファッションデザインセンター
(〒491-0931 一宮市大和町馬引字南正亀 4-1)
3. 持ち物 「J∞QUALITY認証事業マニュアル」
「J∞QUALITY商品認証事業規約」
※上記はホームページ (<http://jquality.jp>) から
ダウンロードしてください。
4. お願い 上記マニュアルと規約の熟読と、ホームページ（特にFAQ
（よくある質問））をご参照のうえ、ご参加ください。

（連絡先：FDC事務局 山田、浅井、佐藤 電話 0586-46-1361）

.....
説明会参加申込書 ※参加希望の方は、FAX 又は E-mail してください。

FDCあて（FAX：0586-44-7455 / E-mail：postmaster@fde138.com）

上記、説明会に参加します。

企業名.....

参加者名..... 電話.....

J∞QUALITY 質問

1. 安全・安心・コンプライアンス認証は、各種法令の遵守以外に具体的な基準はあるのか？
→企業申請後様式2にてコンプライアンスのガイドライン、宣誓書などの資料あり。
2. 織布・編立企業認証について、いわゆるテーブルメーカーでも受けることは可能か？自社工場と協力工場がある場合、それぞれで受けることが必要か？
→テーブルメーカーはNOである。現実の自社の工場単位で認証を受ける。
3. 織布・編立企業又は染色整理加工企業が企業認証を受けた場合、主体的に生産に関与するため、JFIC事務局に企業認証を受けた企画・販売企業を紹介してもらうことは可能か？
→すべての企業についてWEB上にて情報を開示する。
4. 織布・編立企業又は染色整理加工企業が、現在は自社企画品を取り扱っていないが将来的なことを考え、企画・販売企業認証を同時取得することは可能か？
→現状の状況では機能を持たないため不可能である。
5. 不認証となった場合、申請料は如何なる場合も返金されないか？不認証に対する不服申し立ての制度はあるか？
→申請料は返金されない。申請時に振込み後認証作業に入る、ただし企業認証については、基本的に不認証はほとんど無い予測。ただし、商品の不認証はありえる。
5年間の間に監査が入る。
6. 商品認証について、企画開発段階で申請することは可能か？販売時期に合わせて認証日を指定することは可能か？
→様式11、12にて審査をする。商品認証に時間がかかるので2ヶ月前には申請を希望。
7. 商品認証について、ネックウェア等の小物でも受けることは可能か？
→アパレル商品についてのみ認証する。他業界については関与していない。
8. 認証ラベルについて、有償とのことだが、下札、織ネームの想定価格はどの程度か？認証ラベルには個別の商品認証の番号がプリントされるのか？
→ラベルは4種類（@15～30くらい） ネームは2種類（黒、白）
9. 一品番一万円の認証料の意味は？
→素材一型（デザイン）で一万円 色なれば良い。